



年が明けてから、厳しい寒さの日と平年並みの暖かさの日が交互に続いています。亀山市内でもインフルエンザの流行の兆しがあります。皆様方も健康には十分に気をつけて、3学期を乗り切りましょう。

## 旅行命令書を作る前に・・・

- 1 会議開催通知等で会議の日時・正式名称・場所・予算コードを確認してください。  
予算コードは特に指定がない場合は小学校1181-01・中学校1183-01です。  
このコードのときは独自コードの入力もしてください。  
初任研・経験者研・総合教育センターの講座等は小学校 1181-22・中学校1183-22です。  
事務センターや県教委で旅費の審査(点検)をする時に「予算コード」・「会議等の名称」が正しくないと正確な審査はできません。間違いが無いように正確に入力してください。
- 2 高速道路を利用するときは、旅行命令書を作成する前に学校長の許可を得てください。  
高速道路を利用したときは、領収書(ETC利用の場合は利用証明書)を所定の様式に添付して提出してください。
- 3 自宅発着についても学校長の許可を得てください。

原則は学校発着ですが、学校発では開始時間に間に合わない時、自宅着については、学校着より安価であり、しかも用務終了後勤務時間内に学校にも自宅にも戻れないときに認められています。



## 特別休暇について

H26.1.1改正

- 1 結婚休暇の取得時期  
結婚の日の7日前から1ヶ月を経過する日までに取得するようになっていたのが、所属長が特に必要と認める場合(授業等の業務上の都合により、新婚旅行等の結婚に伴い必要になる行事を実施できない場合)、6ヶ月を経過する日までに取れるようになりました。
- 2 学校等行事の実施者の範囲  
登下校の見守り活動をおこなう団体の実施する見守り活動に参加する場合も特休の対象になります。
- 3 短期介護休暇の対象者  
自力で通院等ができない人の通院等の付き添いも短期介護休暇(特休)の対象となります。
- 4 自己研修のための休暇  
自己研修に参加するために、1暦年 5日間の特休を取ることができます。(従来の教特法の研修もあります) 休暇簿の他に自己研修計画書の提出が必要です。



## 確定申告について

確定申告が始まります。平成26年2月17日(月)～3月17日(月)  
年末調整時に調整できなかった所得を精算する必要があります。  
たとえば

- ・年末調整後に扶養人数が変更になった。(出生・結婚等)
- ・保険料の申告漏れがあった。

上記以外にも確定申告が必要です。

**確定申告をすれば税金がもどるかも！**

- ・H25年中に家を新築または購入した。(住宅取得控除の1年目に確定申告をしないと2年目以降の年末調整での控除が受けられません。)
- ・年末調整後に扶養親族が増えた。
- ・H25年中に支払った医療費が10万円を超えた。
- ・満期保険金をもらった。(今までの掛金と特別控除50万円を除く。)

詳しいことは国税庁ホームページ・最寄りの税務署または市役所税務室へ問い合わせてください。

※還付申告は、平成26年2月14日以前でも受け付けています。また、郵送での提出もできます。

